

薬食発 0 5 2 7 第 8 号
2 3 消 安 第 1 2 6 9 号
環水大土発第 1 1 0 5 2 7 0 0 1 号
平成 2 3 年 5 月 2 7 日

〔 都 道 府 県 知 事
保健所設置市市長
特 別 区 区 長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局長



農林水産省消費・安全局長



環境省水・大気環境局長



平成 2 3 年度農薬危害防止運動の実施について

農薬危害防止運動は、これまで農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底に大きな役割を果たしてきており、その実施について従来から格別の御配慮をいただいているところである。

また、農薬の飛散低減、住宅地等を含む周辺環境への影響を防ぐための対策等を含めた農薬の適正使用に係る指導についても、御協力いただいているところである。

しかしながら、農薬の使用に当たっては、依然として、①周辺環境への配慮が十分でなかった事例、②農薬ラベルの確認の不徹底等に起因する農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 12 条第 1 項及び農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）に基づき遵守することが義務付けられた農薬使用基準に違反した事例、③土壌くん蒸剤施用後の作業管理不足による周辺住民への被害の発生、及び④農薬の不適切な管理による誤飲といった中毒事故及び⑤住宅地周辺での農

薬使用に際しての周辺住民への周知の不徹底等の事例が散見されている。

また、農薬取締法第 9 条第 2 項及び第 11 項に基づき販売及び使用が禁止されている農薬を使用した事例も確認されている。

一方、昨今に問題となっているみつばちの減少については、原因は特定されていないものの、ウィルス、ダニ、ストレスなどのほか、農薬使用についても関与が疑われている。このため、養蜂関係者と農薬使用者、農業団体等が情報交換等を通じた連携を密に行う等の指導を引き続き行っていく必要がある。

以上のような状況をかんがみ、本年度においても、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、関係諸団体の協力を得て、別紙のとおり「農薬危害防止運動実施要綱」を定め、農薬危害防止運動を全国的に実施することとしたので、貴職におかれても本運動の実施について、特段の御配慮及び御協力をお願いします。